

日野川浄化センター芝生広場 管理運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下水道の普及啓発を図るため整備した日野川浄化センター芝生広場（以下「芝生広場」という。）を広く市民の利用に供するにあたり、これの円滑な管理運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第 2 条 芝生広場は、次の各号に掲げる目的のため利用することができる。ただし、営利行為を除く。

- (1) 休憩及び散歩等
- (2) 文化及びレクリエーション活動（別表 1 参照）
- (3) 軽スポーツ活動（別表 1 参照）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者（福井市公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年福井市条例第 37 号）第 4 条に規定する上下水道事業管理者をいう。以下同じ。）が認めたもの

(利用の期間及び時間)

第 3 条 芝生広場の利用期間及び利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、工事その他芝生広場の管理に要する日等は、利用できないものとする。

- (1) 利用期間は、4 月 1 日から 11 月 30 日までとする。
- (2) 利用時間は、8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が認めた期間及び時間

(利用の承認)

第 4 条 10 名以上の団体で利用するとき又は芝生広場の半面以上を占有して利用するときは、利用日の 2 か月前から 5 日前までの期間内に、日野川浄化センター芝生広場利用申請書（様式第 1 号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 前項の承認において、芝生広場の管理及び運営上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の不承認)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とした利用と認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 芝生広場（付随する施設を含む）を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前各号の場合のほか、芝生広場の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(利用の承認の取消し等)

第 6 条 管理者は、次の各号いずれかに該当すると認めるとき、利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 本要綱に違反又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 第 4 条第 2 項の規定により利用の承認に付された条件に違反又は違反するおそれがあるとき。

- (3) 虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (4) 災害その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) 工事その他芝生広場の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第 7 条 芝生広場の利用に際しては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 芝生広場として市民に供している部分以外には、立ち入らないこと。
- (2) 利用期間及び利用時間を遵守すること。
- (3) 芝生を傷める行為及び施設を損傷するおそれのある行為をしないこと。(別表 2 参照)
- (4) 火気類の使用及び他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をしないこと。(別表 2 参照)
- (5) ゴミの投げ捨て、その他不衛生な行為をしないこと。
- (6) 飲酒及び喫煙をしないこと。
- (7) ペット(動物)類を芝生広場内に入れないこと。(身体障害者補助犬を除く)
- (8) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為や他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (9) 芝生広場(付随する施設を含む)内での怪我及び事故等は、利用者の自己責任で処理すること。
- (10) 利用を終了したときは、清掃及び整頓して元の状態に戻すこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、福井市上下水道局職員(以下「職員」という。)の指示事項に従うこと。

(利用料)

第 8 条 利用料は、無料とする。

(原状の回復)

第 9 条 芝生広場(付随する施設を含む)を損傷させたときは、職員に報告し、早急に原状回復すること。

附則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 3 年 7 月 9 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 8 月 10 日から施行する。
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第2条 利用目的関係)

行 為 内 容 例	備 考
文化行事	内容によっては、禁止の場合あり
レクリエーション行事	内容によっては、禁止の場合あり
ジョギング	スパイク使用禁止
グランドゴルフ	
ドッジボール	
タッチラグビー	スパイク使用禁止
タグラグビー	スパイク使用禁止
その他	本要綱の趣旨に沿うもの

別表2 (第7条 第3号及び第4号 禁止事項関係)

行 為 内 容 例	禁 止 理 由	備 考
テント	芝生を傷める可能性あり	行事時、舗装箇所への設置は、可
調理	火気類の使用禁止	行事時、舗装箇所でのコンロ使用は、可
キャンプ	テント設営禁止、夜間は利用時間外	
バーベキュー	火気類の使用禁止・飲酒禁止	
花火	火気類の使用禁止	
ラジコン	他の入園者に迷惑、落下の可能性	ドローンは、公共目的に限り可
凧揚げ・カイト	落下の危険性あり	
ペット類の散歩	他の入園者に迷惑、糞尿が未始末の可能性	
野球	スパイクの使用・ボールが遠方に飛び危険	数人でキャッチボール程度は、可
ソフトボール	スパイクの使用・ボールが遠方に飛び危険	数人でキャッチボール程度は、可
サッカー	スパイクの使用・ボールが遠方に飛び危険	
ラグビー	スパイクの使用・ボールが遠方に飛び危険	数人でキャッチボール程度は、可
バスケットボール	ゴール設置不可	
バレーボール	ネット張り不可	数人でパス練習程度は、可
ソフトバレー	ネット張り不可	数人でパス練習程度は、可
ビーチバレー	ネット張り不可	数人でパス練習程度は、可
バトミントン	ネット張り不可	数人で打ち合う程度は、可
テニス	スウェッジガーデン多目的広場にてプレイ可	
ゴルフ	ホール作成禁止、スウィング時に芝を損傷	用具持込み禁止
マレットゴルフ	ホール作成禁止	打つ練習は、可
ゲートボール	スウェッジガーデン多目的広場にてプレイ可	打つ練習は、可
その他	本要綱の趣旨に反する行為	